奈良県立大学客員教授等称号付与規程

(目的)

第1条 この規程は、奈良県立大学(以下「本学」という。)における客員教授または客員准教授(以下「客員教授等」という。)の称号の付与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「客員教授等」とは、本学の職員以外の者で、特に優れた専門の 知識、技術、経験等を有し、本学の教育・研究の発展に貢献すると認められる者に付与する 称号をいう。

(選考方法)

- 第3条 学長は、前条に該当すると認められる者があるときは、人事委員会の議を経て、客員 教授等の称号を付与するものとする。
- 2 学長は、当該客員教授等に継続して称号を付与しようとする場合は、前項の手続きによるものとする。
- 3 本学に常時勤務する教員は学長に対し、客員教授等の候補者を推薦することができる。

(期間)

第4条 客員教授等の称号を付与する期間は、3年以内とする。

(処遇)

- 第5条 客員教授等には給与及び退職手当を支給しない。
- 2 客員教授等が講義、講演等のため本学に出講した場合、予算の範囲内で報酬及び旅費を支給するものとする。

(称号の取消)

第6条 客員教授等の称号を付与された者が、その栄誉を汚す行為があり、称号を保持することが適当でないと認められたときは、学長は称号を取り消すことができる。

(雑則)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

- 1この規程は、平成27年7月17日から施行する。
- 2 奈良県立大学客員教授称号付与規程(平成25年4月1日施行)は廃止する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。